

山梨県公報

第七百三十二号

平成十九年

一月二十九日

月 曜 日

目次

保安林の指定の解除	四三
土地改良事業計画の適当決定	四三
公告	四三
特定非営利活動法人の設立の認証申請	四三
換地処分の実施	四三
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	四四

告示

山梨県告示第二十六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成十九年一月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 解除に係る保安林の所在場所
北杜市長坂町白井沢字西下屋敷二三九一
- 二 保安林として指定された目的
風害の防備
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

山梨県告示第二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、山梨市長から協議のあった土地改良事業(万力地区元気な地域づくり交付金事業)の施行について、当該土地改良事業計画を適当と決定したので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る決定に対して異議があるときは、これを申し出ることができる。

平成十九年一月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 縦覧書類
土地改良事業計画書の写し、条例の写し
- 二 縦覧期間
平成十九年一月三十日から同年二月二十七日まで
- 三 縦覧場所
山梨市役所
- 四 異議申出期間
平成十九年二月二十八日から同年三月十四日まで

公告

● 特定非営利活動法人の設立の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。その関係書類は、県情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成十九年一月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 申請のあった年月日 平成十九年一月十七日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - 1 名称 特定非営利活動法人緑あふれる街づくり
 - 2 代表者の氏名 石原政人
 - 3 主たる事務所の所在地 甲府市高室町七百七番地一
 - 4 定款に記載された目的
この法人は、県民に対して、緑の大切さや重要性を理解して頂き、ゆとりとやすらぎのある緑豊かな街づくりに係る事業を行い、人と緑豊かな自然との共生の創出に寄与することを目的とする。
- 三 縦覧期間 平成十九年一月十八日から同年三月十七日まで

● 換地処分の実施

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、
県営圃場整備事業（須玉地区第一 一工区）の換地処分を平成十九年一月五日実施した。
平成十九年一月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為
に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成十九年一月二十九日

山梨県知事 山本 栄彦

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
 韮崎市龍岡町下條南割字西原二八〇、二八六、三〇〇の一、三〇〇の二、三一〇、
 三二四の一、三二六の一、三二七の一、四四九、四五〇の一、四五二の一、四五二の
 三、四五三の一、四五三の二、四六〇及び四六一の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を中北建設事務所峡北支所及び韮
崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都福生市牛浜七十六番地 清水工業株式会社 代表取締役 清水研司